



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
9月15日  
第140号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則 (食のブランド推進課)	1
○ 告 示	
保安林予定森林の通知 (森林保全課)	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	2
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	2
緊急耐震工事計画決定公告 (耕地課)	4
一般競争入札の公告 (警察本部会計課)	4
○ 土 木 事 務 所 公 告	
道路の位置の指定公告 (湖東)	6

規 則

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第93号

**滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則**

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則 (平成15年滋賀県規則第58号) の一部を次のように改正する。

別表第1野菜の項中「赤かぶ」を「青パパイヤ、赤かぶ」に改める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第364号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 犬上郡多賀町大字河内字奥山743-2、743-59から743-63まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第365号

令和2年滋賀県告示第180号で告示した保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市名越町字四面山1079
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第180号のとおり

#### 滋賀県告示第366号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成26年滋賀県告示第239号で認可した彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更を令和2年9月15日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称 彦根長浜都市計画道路事業 都市計画道路3・5・113号 稲枝西口停車場線
- 3 事業施行期間 平成26年5月14日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 彦根市彦富町字下甲田、字井戸、字上皆栗および下皆栗地内
  - (2) 使用の部分 なし

## 公 告

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGAドン・キホーテ大津店 大津市柳が崎字小麦尻43番1ほか8筆
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名  
リコーリース株式会社 東京都江東区東雲一丁目7番12号 代表取締役 瀬川大介
  - (2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名  
リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 中村徳晴
- 3 変更年月日 令和2年4月1日ほか
- 4 変更の理由 設置者の代表者の氏名および所在地に変更が生じたため
- 5 届出年月日 令和2年8月28日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和3年1月15日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 大津市真野複合商業施設 大津市真野五丁目1780-1ほか5筆
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 取締役社長 神代顕彰
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト19階 代表取締役社長 野口実 ほか1者
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 代表取締役 西野敏哉
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目11番5号 代表取締役 野口実 ほか1者
- 3 変更年月日 アについては令和2年4月1日、イについては令和2年7月27日
- 4 変更の理由 アについては設置者の代表者の氏名に変更が生じたため、イについては小売業者に変更が生じたため
- 5 届出年月日 令和2年8月28日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和3年1月15日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フォレオ大津一里山 大津市一里山七丁目1-1
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 ユニー株式会社 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 代表取締役 大原孝治 ほか62者
  - (2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 ユニー株式会社 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 代表取締役 関口憲司 ほか57者
- 3 変更年月日 令和2年7月1日
- 4 変更の理由 店舗入替および変動のため
- 5 届出年月日 令和2年8月28日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

## (2) 縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

## 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月15日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**大規模小売店舗の変更の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アクロスプラザ野洲 野洲市市三宅1013

## 2 変更した事項

(1) 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命ビルOBPプラザビル 代表取締役 林田邦博 ほか5者

(2) 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命ビルOBPプラザビル 代表取締役 山野博幸 ほか5者

3 変更年月日 令和元年11月26日

4 変更の理由 小売業者に変更が生じたため

5 届出年月日 令和2年8月28日

## 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

## (2) 縦覧期間 令和2年9月15日から令和3年1月15日まで

## 7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和3年1月15日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

**緊急耐震工事計画決定公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定に基づき、県営千町新池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)に係る緊急耐震工事計画を令和2年9月7日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大造

1 縦覧に供する書類 県営千町新池地区土地改良事業(農村地域防災減災事業)緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および大津市産業観光部田園づくり振興課

3 縦覧期間 令和2年9月15日から令和2年10月15日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和2年10月30日までに審査請求をすることができる。

**一般競争入札の公告**

交番・駐在所等WANシステムに係る通信回線の提供等業務について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告す

る。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 交番・駐在所等WANシステムに係る通信回線の提供等業務 一式
- (2) 業務の内容等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年12月31日(木)まで
- (4) 回線設置場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類:役務 中分類:諸サービス 小分類:電気通信事業

イ 地域要件 問わない。

なお、新たに入札参加者の資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課予算係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 2215)
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年9月15日(火)から同年10月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和2年10月26日(月)午後5時まで
- (6) 開札の日時および場所 令和2年10月27日(火)午後1時30分 滋賀県警察本部聴聞室(1階)

#### 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は総額を記載すること。詳細については入札説明書による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格(契約金額)とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

#### 7 契約書の作成の要否 要

#### 8 入札の無効 次にいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

#### 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

#### 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

#### 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

#### 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) 本件入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約に係る入札である。議会の承認による債務負担行為を設定していないので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は、契約を変更または解除することになるが、それに伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Offering network support services for WAN system of police Box, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, October 26, 2020
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2215)

## 土 木 事 務 所 公 告

## 道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和2年9月15日

滋賀県湖東土木事務所長 中 島 智 史

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
愛知郡愛荘町東円堂字東出1791番6	25.22m	6.00m	令和2.9.8
愛知郡愛荘町野々目字四畝町141番9	47.63m	6.00m	令和2.9.8